

2026(令和8)年5月28日開催 東京地方裁判所委員会報告
「刑事事件における通訳人の確保及び育成」について

東京地方裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 延増 拓郎 (53 期)

2026(令和8)年5月28日に第68回東京地方裁判所委員会が開催されました。

今回のテーマは、「刑事事件における通訳人の確保及び育成」です。

1 東京地方裁判所からの説明

裁判所から、佐藤哲郎刑事第11部裁判官より、以下の説明がなされました。

- (1) 通訳人候補者登録から個別事件の選任までの流れは、年間10名程度希望者があり、希望者の面接を実施し、6、7名が候補者名簿に登録される。面接には法廷通訳の経験豊富な方が立ち会う。起訴があると名簿に基づき連絡をして選任する。捜査機関で関与した方は選任しない。
- (2) 研修制度は、①法廷通訳基礎研修、②法廷通訳セミナー、③法廷通訳フォローアップセミナーの3段階がある。①は法廷通訳の経験がない、又は少ない方が対象で、全国で年間10数回実施している。②はある程度事件を担当した方が対象で、争いのある事件を担当してもらうためのステップである。③は法廷通訳の経験を積んでいる方が対象で、受講者は裁判員裁判の担当が可能となる。加えて法廷通訳ハンドブックを言語ごとに作成している。
- (3) 通訳人が付いた外国人事件の終局人員の推移は、全国の外国人事件以外も含めた事件は減少傾向にあるが、外国人事件は増えている。東京地裁の推移も類似する。
言語別終局人員の推移は、ベトナム語が多く、北京語が続く。近時カンボジア語が急増している。
- (4) 令和6年の通訳人候補者数は、全国61言語で3244人、東京地裁管轄63人である。最も多いベトナム語の全国の終局人員は1786人、通訳人候補者は172人、東京はそれぞれ518人、15人である。近隣県から来てもらう、1日複数担当してもらう等の対応をしている。通訳人が見つからない場合は、法テラス、大学の言語学科を通じて探し、最終手段

として捜査段階に関与した方に依頼をする。

2 通訳人による講演

ベトナム語通訳人で東京地裁に登録している加藤葵先生からの講演がなされました。困っている事項として、「起訴後、公判期日までに検察官と弁護人から資料を受領して準備する。検察官からは期限までに提出されるが、弁護人からは期限までに提出されないことがある。経験が浅いころは何が何だかわからず、汗が噴き出るような状況であった。書記官を通じて何度も伝えて解決した」旨の話がありました。弁護士としては、留意する必要があります。

3 質疑応答・意見交換

質疑応答・意見交換では、委員から、所属団体では圧倒的に中国語・韓国語が多い、アウトソーシングで対応している、主語・述語を明確に、時制を的確に話す工夫をしている等の指摘がなされました。また、法廷でのAI活用の可能性について質問があり、裁判官委員から、「現実には検討はしていないが、今後はあり得る」との話がありました。

弁護士委員から、①裁判所の通訳人の研修への弁護士の相乗りはできないか、②通訳人に問題がある場合の対処について質問があり、裁判官委員から、①について「裁判所としてもありがたい話なのではないか」、②について「良い点も含めて情報を共有している」との話がありました。

今回は、2026(令和8)年10月8日、テーマは「デジタル化に対応をした法廷等の庁舎見学」の予定です。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207